

## (6) 放課後等(地域生活)の支援の充実

### 基本的方向性

学童クラブの対象学年の延長を図り、保護者が就労等の理由により、日中、保護者が家庭にいない障害のある子どもの適切な遊び場及び生活の場の提供体制を充実します。

障害者自立支援法及び児童福祉法の改正による、新たな「放課後等デイサービス」等、国の障害児支援の強化の方向性を踏まえつつ、障害のある子どもの、放課後等の居場所づくりを推進します。

地域のスポーツ・文化団体等との連携により、障害のある子どもの多様な地域活動の展開を図ります。

学齢期の子どもと家庭の相談支援については、学校や教育相談所等の教育機関と「子ども発達センター」「子ども家庭支援センターすこやか」等の関係機関が連携して対応を図る体制を強化します。

(注) 学童クラブ：児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことです(東京都学童クラブ事業実施要綱より)。

### 事業計画

#### 多様な放課後等の活動の展開

平成24年度から開始する放課後や夏休み等における児童の居場所の確保のための「放課後等デイサービス事業」について市内の事業所整備を図ります。また障害のある子どもの学童クラブの学年延長、発達障害や重症心身障害のある子どもの地域での活動の場についても検討を進め、地域の多様なニーズに対応していきます。

(注) 重症心身障害：「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している」障害をいいます(児童福祉法第7条第7項参照)。

### 学童クラブの充実

#### 児童青少年課

##### 事業概要

保護者の就労等により、適切な監護を受けられない小学校3年生までの児童に、適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図っています。今後の児童数の推移等を見据え、必要が生じた地域には、地域の需要に応じた緊急整備を行います。障害のある在籍児童に対しては、職員による送迎を行うことで保護者の負担を軽減します。

##### 今後の方向・目標

###### (受入れの拡大)

障害児の入会に関しては、まず4年生まで受入れを延長する方向で検討中です。学年の範囲や延長の対象となる児童の判定など、学童クラブのあり方とあわせて更に検討を進めてまいります。障害児の送迎については、継続しつつ更なる実施方法の検討を進めていきます。

###### (施設整備)

新たに学童クラブを設置する際には、施設のバリアフリー化に配慮した整備工事となるよう努めます。

### 児童館の充実

#### 児童青少年課

##### 事業概要

地域における児童の安全な日常の遊び場として施設を開放するとともに、ウルトラキャンプや児童青少年フェスティバル等の全館事業や工作の会や遠足などの各館事業を実施し、児童の健全な育成を図ります。施設整備についても、「調布市公共建築物維持保全計画」に基づく児童館改修工事の実施に計画的に取り組んでいきます。

##### 今後の方向・目標

施設の老朽化等に伴い大規模改修等を実施する際には、バリアフリー化も視野に入れた整備となるよう努めます。

### 青少年ステーション (CAPS)

#### 児童青少年課

##### 事業概要

中・高校生世代を対象にした健全な居場所を提供し、多様な分野（音楽、スポーツ、ダンス等）の活動を支援します。

また、多感な世代のさまざまな悩み・相談に対応する相談事業を展開していきます。

今後の方向・目標

今後も中・高校生世代におけるさまざまな自主的活動を支援することで、健全な居場所となるよう事業を継続します。

放課後遊び場対策事業（ユーフォー）

社会教育課

事業概要

市立小学校の児童（特別支援学級を含む）に対し、異なる年齢の児童間の交流を図り、遊びを通して社会性や創造性を養うことを目的として、放課後の学校施設を利用した安全な遊び場・居場所を提供しています。

今後の方向・目標

平成24年度中の全校開設を目標とし、ユーフォー未設置校に、順次、ユーフォーを開設します。

遊ing（ゆーいんぐ）事業 社会教育課

事業概要

特別支援学級に在籍する児童・生徒が、映画鑑賞、体操教室、調理実習、工作教室、などの年10回実施するさまざまな体験活動に挑戦することで、社会性や他人とのかかわりを学ぶことをめざしています。

今後の方向・目標

継続します

のびのびサークル事業

社会教育課

事業概要

調布市内に在住する市立小中学校の特別支援学級在籍者及び都立の特別支援学校在籍者を対象とし、月2回の校外活動やゲームなどの事業を通して、地域活動の促進を図っています。

今後の方向・目標

継続します

にこにこサッカークリニック

スポーツ振興課

事業概要

FC東京と協力して、調布市内在住・在学の知的障害児を対象とした、サッカー教室を実施します。

今後の方向・目標

継続します。

総合福祉センター放課後等デイサービス事業

障害福祉課

事業概要

総合福祉センターにて、障害児を対象として音楽療法を主体とした放課後等デイサービス「ぴっころ」を、社会福祉協議会への委託により実施し、適切な療育の推進を図ります。定員：1日10人（月～金）

今後の方向・目標

継続します。また、利用者が1年を通して参加できるよう、現在は行っていない夏休み中の音楽療法を含めた事業実施の可能性について検討していきます。

日中一時支援費支給事業（地域生活支援事業の実施）

障害福祉課

事業概要

見守り支援を必要とする障害者を一時的に預けた場合に要した費用を支給することで心身障害者福祉の増進を図ります。日中活動の場を提供し、見守り及び社会について適応するための日常的な訓練を行います。

今後の方向・目標

障害児(者)のニーズに対応しながら、支援を継続します。

発達障害児（青少年）の居場所づくり

## 子ども発達センター

### 障害福祉課

#### 事業概要

中学生以上の発達障害のある青少年に対して、生活面等福祉的観点からの居場所づくり及び放課後対策の検討を行います。

#### 今後の方向・目標

子ども発達センター、障害福祉課、子ども政策課、教育部が連携して今後検討を進めていきます。

## 重症心身障害児の放課後活動

### 障害福祉課

#### 事業概要

重症心身障害児の放課後活動場所の確保を図ります。

#### 今後の方向・目標

特別支援学校PTAの既存活動等を含め、近隣自治体と連携しながら具体的な方策について検討を進めて行きます。

## 障害福祉サービス等事業所開設費・運営費補助

### 障害福祉課

#### 事業概要

障害者自立支援法及び児童福祉法にもとづく事業所に対して、運営経費や新規開設費の一部を補助することにより、通所の場の充実を図ります。

1 運営費（施設賃借料）の補助

2 新規事業所開設費の補助

#### 今後の方向・目標

市内事業所の自立支援法または児童福祉法への体系移行完了に伴い、従来の小規模作業所等法内化移行促進事業を平成24年度より見直し、引続き事業所への支援を行っていきます。

## 学齢期の子どもがいる家庭への子育て支援

子ども家庭支援センターすこやかと子ども発達センターが連携しつつ、相談支援や緊急時等の一時預かり事業を実施し、保護者支援・家庭支援を展開します。

## 子どもショートステイ事業（再掲・12歳まで）

### 子ども政策課

#### 事業概要

保護者の病気や出産、家族の看護、冠婚葬祭など、家庭で子どもの養育ができないときに、緊急一時的に子どもを預かる事業です。子ども家庭支援センターすこやか及び調布学園で実施します。

#### 今後の方向・目標

障害児の受入れについては、子ども発達センターで実施予定の障害児緊急一時養護事業と連携したうえで、可能な範囲で対応していきます。また、緊急一時的に子どもを預かるという目的の重要性から、他の一時預かり事業とのバランスを考慮しながら、必要性の高い方が利用できるよう事業内容の見直しについて検討します。

## トワイライトステイ事業（再掲・12歳まで）

### 子ども政策課

#### 事業概要

仕事等の都合により、保護者の帰宅が遅い場合に保育園・学童クラブに迎えに行き、平日午後5時から10時まで引き続き子どもを預かる事業です。

子ども家庭支援センターすこやかで実施します。年2回の登録制（定員16人）

#### 今後の方向・目標

引き続き、障害児の受入れについては、可能な範囲で対応していきます。また、より必要性の高い家庭が利用できるよう、登録順位の算定基準を見直します。

## すこやか保育事業（再掲・12歳まで）

### 子ども政策課

#### 事業概要

保護者の病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭など緊急一時的な理由に限らず、リフレッシュしたい時など、理由を問わずに子どもを預かる事業です。

子ども家庭支援センターすこやかで実施します。

今後の方向・目標

引き続き、障害児の受け入れについては可能な範囲で対応していきます。また、利便性の向上を図るため、定員の見直しや利用料金の見直しを検討します。

障害児緊急一時養護事業（再掲・小6まで）

子ども発達センター

事業概要

子ども発達センターにて小学生以下の障害児（学齢未満については障害を有するおそれのある児童を含む）を対象として、緊急一時養護事業（日中預かり）を開始します。

今後の方向・目標

平成24年度より、子ども発達センターにて事業を開始し、障害児の緊急対応ニーズに応えられるよう事業運営を図っていきます。

子どもの発達相談（再掲）

子ども発達センター

事業概要

18歳未満の児童を対象に、年齢や一人ひとりの発達に応じた療育を受けられるよう専門職員が相談にあたります。障害に関する相談件数の増加や相談内容の多様化に対応するため、相談専任職員を置き、いつでも相談できる体制を図ります。啓発活動・子育て家庭や子ども施設への支援の一環として訪問、助言、療育見学会・講演会・勉強会などを実施します。

今後の方向・目標

成長に対応した関係機関の円滑な引き継ぎと一貫した支援を行うため、より一層の連携・協働を進めていきます。児童福祉法の改正に対応し、同法に基づく「障害児相談支援事業」を開始し、障害児のサービス利用等計画作成に対応するための体制を整備します。また、「保育所等訪問事業」の実施を検討します。

総合相談と子育て支援ネットワーク事業（再掲）

子ども政策課

事業概要

子ども家庭支援センターすこやかに設置している相談窓口「すこやか相談コーナー」において、子どもの発達についての心配事、子育て相談、子どもと家庭に関する相談、また、子ども自身からの相談などに対応します。必要に応じて、専門機関へのサービス案内を行う。また、多様な相談内容に対応するため関係機関から情報収集を行っています。

今後の方向・目標

今後も、各種相談窓口、関係機関等と連携しながら事業を実施していきます。

ファミリー・サポート・センター事業（再掲・10歳まで）

子ども政策課

事業概要

子ども家庭支援センターすこやかを拠点として、地域の中で子育てについて助け合う会員組織を運営する。子育てのお手伝いを依頼したい市民（依頼会員）とお手伝いができる市民（協力会員）を登録し、仲介する。援助（有償）内容は、保育園・幼稚園の送迎や一時的な見守りなどで軽易、補助的なもので、保育は原則として協力会員の自宅で行います。

今後の方向・目標

継続的にファミリー・サポート・センター事業の周知を図るとともに、協力会員の増員に努めていきます。

子どもの発達相談（再掲・小学6年生まで）

事業概要

18歳未満の児童を対象に、年齢や一人ひとりの発達に応じた療育を受けられるよう専門職員が相談にあたります。障害に関する相談件数の増加や相談内容の多様化に対応するため、相談専任職員を置き、いつでも相談できる体制を図ります。

啓発活動・子育て家庭や子ども施設への支援の一環として訪問、助言、療育見学会・講演会・勉強会などを実施します。

今後の方向・目標

成長に対応した関係機関の円滑な引き継ぎと一貫した支援を行うため、より一層の連携・協働を進めて

いきます。児童福祉法の改正に対応し、同法にもとづく「障害児相談支援事業」を開始し、障害児のサービス等利用計画作成に対応するための体制を整備します。また、「保育所等訪問事業」の実施を検討します。

#### 障害児緊急一時養護事業（再掲・小学6年生まで）

子ども発達センター

##### 事業概要

子ども発達センターにて小学生以下の障害児（学齢未満については障害を有するおそれのある児童を含む）を対象として、緊急一時養護事業（日中預かり）を開始します。

##### 今後の方向・目標

平成24年度より、子ども発達センターにて事業を開始し、障害児の緊急対応ニーズに応えられるよう事業運営を図っていきます。

#### 在宅障害者ショートステイ事業

障害福祉課

##### 事業概要

知的障害者援護施設「なごみ」において、障害者の家族の方が病気や所用、その他休養が必要となった場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人（中学生以上）をお預かりします。

##### 今後の方向・目標

現状を維持しつつ、介護者の緊急時に対応できるような体制を整えていきます。

#### 在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業（再掲）

障害福祉課

##### 事業概要

障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者（児）本人をお預かりします。

- 1 島田療育センター（宿泊保護）
- 2 みずき（宿泊保護）
- 3 総合福祉センター（日帰り保護）
- 4 滝乃川学園（障害児宿泊保護）※平成24年度より開始

##### 今後の方向・目標

障害児の受入先のニーズに応えるため、障害児を対象とした緊急一時保護事業を平成24年度から滝乃川学園で行う予定です。